

平成 22 年 12 月 10 日

**要望項目等に関する最終整理案
[地方税]**

【固定資産税、都市計画税関係】

(他税目に共通するものを含む)

固定資産税・都市計画税（案）

【延長・拡充等】

（国交要望－18）

- 港湾法の改正に伴い、同法に規定する国際コンテナ戦略港湾（仮称）及び一定の要件を満たす重要港湾の港湾経営会社（仮称）が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定のコンテナ埠頭における荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税について、国際コンテナ戦略港湾（仮称）においては、課税標準を最初の10年間価格の2分の1とし、一定の重要な港湾においては、課税標準を最初の10年間価格の3分の2とする措置を2年間講ずる。

なお、指定特定重要な港湾において、特定国際コンテナ埠頭の整備を図るため、港湾管理者の認定を受けた運営者が、国の無利子貸付を受けて取得した荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を3年延長の上、廃止する。

（環境要望－4、経産要望－34、国交要望－34）

- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の5分の3とする措置を、同法に基づき、特定特殊自動車に対して、その定格出力ごとに定められる規制の開始までの期間（定格出力が130kW以上560kW未満のものについては、当該規制の開始後1年を経過するまでの期間）に限り講ずる。

（国交要望－17）

- 離島航路事業の用に供する船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象船舶に係る適用要件を撤廃し、課税標準を価格の6分の1（現行最初の5年間価格の6分の1、その後の5年間価格の3分の1）とした上、その適用期限を撤廃する。

(国交要望－17)

- 離島路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、30トン以上70トン未満の航空機の課税標準を最初の3年間価格の3分の1、その後の3年間価格の3分の2とし、30トン未満の航空機の課税標準を価格の4分の1（現行20トンを超える70トン未満の航空機の課税標準を最初の3年間価格の3分の1、その後の3年間価格の3分の2とし、20トン以下の航空機の課税標準を最初の3年間価格の4分の1、その後の3年間価格の2分の1）とする。

(国交要望－17)

- 鉄軌道事業者が政府の補助を受けて取得した一定の地域鉄道の保安度の向上のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の3分の1（現行2分の1）とした上、その適用期限を2年延長する。

(総務要望－1、総務見直し－3)

- 地方公共団体に対し総合行政ネットワークを介して電子申請等の行政サービスを提供するために取得された一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の3年間価格の4分の3（現行3分の2）とし、対象を資本金の額又は出資金の額が

1億円以下の電気通信事業を営む者が取得する公共性を有する業務に資する電気通信システムを構成する一定の電気通信設備とした上、その適用期限を2年延長する。

(厚労要望－14、15)

- 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得した事業の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に係る助成金を見直した上、その適用期限を2年延長する。

(国交要望－31、厚労要望－31)

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象を同法改正により新たに創設されるサービス付き高齢者住宅（仮称）とし、面積要件の下限を30m²とした上、その適用期限を2年延長する。

(内閣要望－10、農水要望－18、経産要望－35、国交要望－39)

- 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置の適用期限を2年延長する。

(文科要望－4)

- 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する家屋及び土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特

例措置の適用期限を2年延長する。

(国交要望-23)

- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

(国交要望-25)

- 都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により、一定の第三セクター及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得する施設に対して、次の措置を講ずる。
 - (1) 駅施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (2) 線路設備等のうち市街化区域のトンネルに係る固定資産税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

【廃止・縮減等】

(経産要望-22、国交要望-40 環境要望-9)

- 低公害車燃料等供給施設の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から充電設備を除外した上、その適用期限を2年延長する。

(国交要望-4、14)

- 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が民間都市再生事業計画

に基づき取得する公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- (1) 都市再生緊急整備地域のうち特定都市再生緊急整備地域（仮称）以外の地域において取得するものについては、課税標準を最初の5年間価格の5分の3（現行2分の1）とする。
- (2) 対象からロビーを除外する。
- (3) 対象を一定の規模要件を満たすものに限る。

(国交要望-19)

- 流通システム効率化を促進する物流施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から特定上屋を除外し、対象区域から一定の鉄道貨物駅の周辺地域を除外した上、その適用期限を2年延長する。

(国交要望-21)

- 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得する家屋に係る固定資産税の減額措置について、第1種市街地再開発事業に係る住宅の非居住部分及び住宅以外の家屋に係る固定資産税の税額を5年間4分の1減額（現行3分の1減額）とした上、その適用期限を2年延長する。

(国交要望-24、国交見直し-1)

- 鉄軌道事業者が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、代替車両に係る適用要件を見直し、課税標準を最初

の5年間価格の3分の2（現行2分の1）とし、このうち一定の鉄軌道事業者については5分の3とした上、その適用期限を2年延長する。

（国交要望－27）

- 鉄軌道事業者が取得する新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の3分の1（現行4分の1）とした上、その適用期限を2年延長する。

（見直し提案－25）

- 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から家屋及び償却資産を除外する。

（総務要望－3）

- テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行い、その適用期限を3年延長した上、廃止する。

- (1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した空中線電力が0.3ワット超の一定の中継局に係る課税標準を最初の5年間価格の2分の1（現行4分の3）とする。
- (2) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得した番組制作設備に係る課税標準を最初の5年間価格の5分の4（現行4分の3）とする。

(3) 対象から一定の放送事業者に係る番組制作設備を除外する。

(経産要望－3)

- 政府の補助を受けて取得する事業用太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃止する。

(国交要望－26)

- 一定の第三セクターが政府の補助を受けて、市街地再開発事業等と一体的に行われる既設の駅の大規模な改良工事で鉄道駅機能の強化に著しく資するものにより取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止する。

(内閣見直し－1、農水見直し－4、経産見直し－8、国交見直し－8)

- 新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止する。

(内閣見直し－2、農水見直し－5、経産見直し－9、国交見直し－9)

- 能登半島地震災害による被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止する。

(内閣見直し－3、農水見直し－6、経産見直し－10、国交見直し－10)

- 能登半島地震災害による被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(内閣見直し－4、農水見直し－7、経産見直し－7、国交見直し－11)

- 新潟県中越沖地震災害による被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(総務見直し－1)

- テレワークを実施するために企業等が取得する主たる就業場所とその他の就業場所との間の通信の用に供する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(国交見直し－2)

- 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(国交見直し－5)

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。

(国交見直し－6)

- 鉄軌道事業者等がＩＣカード乗車券の共通化・相互利用化のために取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(国交要望－30、環境要望－7)

- 都市緑地法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(見直し提案－21)

- 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(見直し提案－26)

- 独立行政法人水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する一定の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。

(見直し提案－27)

- 独立行政法人情報通信研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(見直し提案－28)

- 社会保険診療報酬支払基金が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。

(見直し提案－29)

- 自動車安全運転センターが所有し、かつ、一定の業務の用に供する固

定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。

(見直し提案－30)

- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。

【その他】

(総務要望－4)

- 地方議会議員共済会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、所要の法律改正を前提に、地方議会議員年金制度の廃止後も存続する地方議会議員共済会について、引き続き非課税措置を講ずる。

(厚労要望－12)

- 独立行政法人雇用・能力開発機構について、所要の法律改正を前提に、同機構の廃止に伴う一定の業務の移管等に係る所要の措置を講ずる。

【検討事項】

(文科要望－3)

- 特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税、都市計画税及

び不動産取得税について、これまでの議論を踏まえ、移行状況や施設の使用・経営実態等をさらに調査した上で、平成 23 年度に結論が得られるよう必要な検討を行う。

(国交要望－33、厚労要望－24)

- 観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査等を行うなど、できるだけ速やかに検討を行う。

(見直し提案－19、20、23、24)

- 事業仕分け対象独立行政法人に係る特例措置の見直しについて、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に沿って、平成 24 年度税制改正において検討を行う。

(見直し提案－22)

- 独立行政法人水資源機構がダムの用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、平成 24 年度税制改正における見直しに向けて検討を行う。